

第12 新たな刑罰（一部執行猶予制度等の導入）

1 一部執行猶予制度等の導入について

2013（平成25）年6月13日、国会で「刑法等の一部を改正する法律案」と「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」が成立し、2016（平成28）年6月1日から施行されている。

そして、施行直後から、各地の裁判所で、一部執行猶予判決が出されている（多くは薬物関係者についてだが、一部、窃盗罪の被告人にも一部執行猶予判決が出されている）。

前者は、刑の一部の執行を猶予する制度と更生保護法を改正して、特別遵守事項に社会的活動を一定の時間行うことを追加すること等を内容とするものである。

刑の一部執行猶予は、犯罪者が刑の一部の執行を受けた後、残りの刑の執行を一定期間猶予する旨の判決を宣告することができることとする制度である（執行猶予期間中に保護観察を付すことが可能とされる。）。

特別遵守事項の追加は、特別遵守事項の類型に、新たに、「善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。」を追加するものである（従来、「社会奉仕命令」といわれたものを、保護観察の特別遵守事項として取り入れたものである。）。

後者は、薬物使用等の罪を犯した者が、再び犯罪を起こすことを防ぐために、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予について刑法の特則を定めるものである。

2 一部執行猶予制度のメリットと課題について

実務的に見て、実刑か執行猶予かはよく争われるところであり、そのいずれかしか選択肢がないという現状では、必ずしも適切な処遇を選択することができないという限界があるので、その中間的な刑を設けることは処遇選択のメニューを増やすものとして意義があると考えられる。

刑の一部執行猶予制度は、一部実刑を受ける被告人に対し、判決の時から、ある程度長期間の執行猶予期間を設定して社会内処遇を受けることを予定することができるので、刑の一部の執行を受けた後の社会内処遇を手厚くすることができるというメリットがあると考えられる。

この制度の対象となる者として、具体的には、道路交通法違反の罪などの比較的軽い罪を繰り返し、何度か罰金刑を科せられた後、執行猶予判決を受けたが、その後再び罪を犯して初めて実刑になる場合等が想定されている。

また、執行猶予期間中に、比較的軽い罪を犯した場合、現行法上は、執行猶予に付された懲役刑と再犯について言い渡された懲役刑を合算して服役することになるが、執行猶予を言い渡された懲役刑の期間は、通常検察官の求刑通りの懲役刑が言い渡されることが多いことから、この一

部執行猶予制度が利用できれば、合算により相当長期に及ぶことが予想される服役期間を短くすることができると考えられる。

したがって、この制度が、機動的かつ弾力的に運用されることによって、適切な処遇選択を可能にするという点で評価することができる。

この制度の課題としては、判決時に、担当する裁判官が、この制度に則った判決を言い渡すことになっているが、諸外国の判決前調査のような情状に関する資料を職権で調査する制度がない我が国において、果たして裁判官が適切に実刑の期間を定めることが可能かという問題がある。

特に、弁護人の側から、情状に関する資料をより多く提出するなどの協力がなければこの制度の適用が受けにくくなることが予想され、また、刑の執行の開始から受刑中を含めて、社会との連携が保たれるように、できる限り、予め環境整備をしておくことなども求められることになると考えられる。

被告人の更生のためには、この制度が適切に活用される必要があり、弁護人の弁護活動においては、この点を意識した弁護活動がなされる必要がある。

なお、この制度により、実刑を終えた受刑者がその後の執行猶予期間中に保護観察を受ける場合に備えて、保護観察官や保護司について、増員を含めて充実させる必要がある。

この制度に対する懸念として、従来、完全に執行猶予になった人が一部実刑になるという意味において重罰化されるのではないかという懸念が表明されていたところである(京都弁護士会の2011〔平成23〕年11月18日付「刑の一部執行猶予制度新設についての慎重審議を求める会長声明」、福岡県弁護士会の2012〔平成24〕年5月18日付「刑の一部執行猶予制度に対する意見書」参照)。

中間的な刑であって社会内処遇をより充実させるというこの制度の趣旨を踏まえて、重罰化されることがないような運用がなされることが強く期待されていると考えられるところであり、その運用に当たっては、実刑相当事案について一部執行猶予を検討することとされている。

3 保護観察の特別遵守事項の追加について

法制審議会の「被収容人員適正化方策に関する部会」においては、当初、社会奉仕命令を不起訴の条件とすることや執行猶予の条件とすることが検討されたが、結局、社会奉仕命令は導入されず、保護観察の特別遵守事項として社会的活動を追加することになったものである。

すでに、社会内処遇としての社会奉仕命令が導入されている近隣の韓国や台湾では、不起訴の条件や執行猶予の遵守事項としてこの制度が導入されているために、被疑者や被告人において社会的活動をしようとするインセンティブが働きやすいのに対して、保護観察の特別遵守事項とするのではその点はあまり期待できず、むしろ、保護観察による負担を重くするのではないかと危惧される面がある。

ただ、保護観察の特別遵守事項として、一定の者に対して、社会的活動を課すことが適当と考えられる場合にそれを認めることは、保護観察処遇の選択肢を広げるものとして評価することはできる。

具体的な実施方法は、今後検討されることになるが、その際には、社会内処遇措置のための国連最低基準規則（いわゆる東京ルール）に従って実施される必要があると考えられる。

例えば、東京ルールの中には、「対象者が遵守すべき条件は、実践的であり、明確であり、かつ可能な限り少なくなければならない。」、「処遇は、適切な訓練を受け、実務的な経験を積んだ専門家によって実施される必要がある。」、「違反が自動的に拘禁処分を課すことになってはならない。」などの指摘がなされており、社会的活動の運用のあり方として、これらを踏まえて検討される必要がある。

4 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予制度について

これは、刑法による一部執行猶予制度について、特に薬物使用者について、累犯者であっても適用される点と、執行猶予期間中は必要的に保護観察が付されるという点が異なっている。

薬物使用者は、薬物への親和性が高く、常習性を有する者が多いという特殊性に鑑み、施設内処遇ではなく、社会内処遇によって、その傾向を改善することが一般的に有用であると考えられたことによるものである。

すでに、薬物使用者については、現行法上、刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づいて、特別改善指導の一環として、薬物依存離脱指導がなされているし、仮釈放後の保護観察について、保護観察所が薬物離脱のための処遇を行い、2008（平成20）年6月から「覚せい剤事犯者処遇プログラム」の受講を特別遵守事項として義務付けて実施されているところであり、これらと相俟って、この制度が良い方向で運用されることが期待される。薬物依存に関する外部専門家によって構成される「薬物地域支援研究会」は、2014（平成26）年9月、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する当面の対策」が提言として取りまとめられ、薬物依存からの回復に向けた指導や部プログラムに関する刑事司法機関内における一層の情報共有、連携強化を図ること等が提言されている。

この制度の課題としては、一部執行猶予制度が適用されて実刑を終えた受刑者に対する保護観察中の薬物依存離脱のためには、多くの保護観察官や保護司の配置が必要になるとともに、より専門性を有した保護観察官の養成が必要となると考えられる点である。

これについては、特別の保護観察官の創設を検討するか、日常的に執行猶予を受けた者と接する保護司についても、薬物使用者に対応する専門的知識を身につけた保護司を養成する必要があると考えられる。

薬物使用者に対して、刑事施設から保護観察に至るまでの処遇を一貫して有効なものとし、より適切な処遇を行うためには、刑事施設と保護観察所が実施している処遇プログラムを有機的に連携させるとともに、情報交換等を日常的に行うことなどが求められると考えられる。

保護観察中の遵守事項違反については、一部執行猶予を「取り消すことができる」とされる。現在の全部執行猶予の場合には、「遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき」に取り消すことができるとされているのに対して、一部執行猶予の場合には、「情状が重いとき」との文言が入っていないため、軽微な遵守事項違反を理由に一部執行猶予が取り消されて実刑を科され

る可能性がある。しかしながら、社会内処遇を充実させるというこの制度の趣旨からすれば、この文言の有無によって著しい差が生じることは相当ではなく、保護観察対象者に対して、より強く遵守事項の遵守を促すというメッセージを示したものと見るべきであり、裁量的な取消事由であることから、保護観察中の遵守事項違反による一部執行猶予の取消は慎重になされるべきであると考えられる。

5 日弁連及び弁護士会の対応について

日弁連及び弁護士会は、その成果も踏まえつつ、以上に述べた新たな制度について、弁護人になる会員が、被告人の更生に資する弁護活動を行うことに役立たせるために、この制度を周知させるとともに、研修等を実施して、適切な弁護活動ができるようにすべきである。